6　備考 一　第一項第二号イ及びハにおける各項目の計算方法 イ・ロ　（略） 二・三　（略）

附　則

1　この告示は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定を受けた者が実施する同法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画について適用し、同日前に同法第二十一条の二十二第一項の認定を受けた者が実施する同法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画並びに同日前にされた同法二十一条の二十二第一項の認定の申請であって、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。

6　備考 一　第一項第二号イの各項目の計算方法 イ・ロ　（略） 二・三　（略）

○文部科学省告示第百四号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準を定める省令（令和八年文部科学省令第十号）附則第二条第一項及び第二項の規定に基づき、令和八年文部科学省告示第六十一号（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第三条及び第四条の規定に基づき、同令第三条及び第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の様式及び細目並びに同令第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の適合基準日並びに同令第四条の文部科学大臣が定める適合基準日を定める件（令和八年文部科学省告示第百九十号。以下「告示一」という。）別表第一の〇一七〇一〇二の項及び〇一七〇一〇三の項の機能要件の標準について経過措置及び同条第二項の文部科学大臣が定める地方公共団体を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

第一号の表を次のように改める。

地方公共団体	機能要件の標準
東京都国立市、東京都狛江市、神奈川県茅ヶ崎市、大阪府八尾市、大阪府交野市、宮崎県宮崎市	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第三条及び第四条の規定に基づき、同令第三条及び第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の様式及び細目並びに同令第四条の文部科学大臣が定める適合基準日並びに同令第四条の文部科学大臣が定める適合基準日を定める件（令和八年文部科学省告示第百九十号。以下「告示一」という。）別表第一の〇一七〇一〇二の項及び〇一七〇一〇三の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
青森県八戸市	告示別表第一の〇一七〇二一〇の項、〇一七〇三六〇の項及び〇一七〇三六三の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道函館市、福島県福島市、埼玉県川越市、千葉県市原市、東京都武蔵村山市、神奈川県厚木市、京都府京都市、兵庫県尼崎市、和歌山県田辺市、大分県大分市、沖縄県那覇市	告示別表第一の〇一七〇一〇の項、〇一七〇二一〇の項、〇一七〇三六〇の項及び〇一七〇三六三の項の機能要件の欄に掲げる機能要件